

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4193332号
(P4193332)

(45) 発行日 平成20年12月10日(2008.12.10)

(24) 登録日 平成20年10月3日(2008.10.3)

(51) Int.Cl.

A 63 F 7/02 (2006.01)

F 1

A 63 F 7/02 310 C

請求項の数 2 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2000-157473 (P2000-157473)
 (22) 出願日 平成12年5月26日 (2000.5.26)
 (65) 公開番号 特開2001-334026 (P2001-334026A)
 (43) 公開日 平成13年12月4日 (2001.12.4)
 審査請求日 平成16年11月26日 (2004.11.26)

(73) 特許権者 000144522
 株式会社三洋物産
 愛知県名古屋市千種区今池3丁目9番21号
 (74) 代理人 100098741
 弁理士 武藏 武
 (72) 発明者 松原 信男
 愛知県名古屋市千種区今池3丁目9番21号 株式会社三洋物産内
 審査官 篠崎 正

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊技板及びパチンコ機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

パチンコ球を誘導するガイドレールと、入賞装置等を設けた遊技領域を前面側に形成する板部材とを有する遊技板において、

前記板部材の板面周縁の一部から外側に張り出すように拡張部材を別途取着し、その拡張部材にガイドレールを取り付けて遊技領域を拡張するようにした遊技板であって、

前記拡張部材は、前記板部材の前面側に重なる取付基板と、該取付基板より前記遊技板の前面側に突設され、前記遊技板の正面視左側にて前記遊技領域を二重に囲った湾曲形状に形成されて前記ガイドレールが取り付けられるレール止め部とを備え、

前記取付基板は、前記二重となった部分における前記レール止め部間にて前記板部材の前面側に重なる形状に形成されていることを特徴とする遊技板。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の遊技板を装着したパチンコ機。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、遊技板及びパチンコ機に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来のパチンコ機 P を図 10 ~ 図 13 により説明する。なお、図 10 はパチンコ機の正

面図、図11はパチンコ機の裏面図、図12はガラス扉枠を開いた状態を示すパチンコ機の斜視図、図13は要部を示す一部拡大断面図である。

【0003】

パチンコ機Pは、四角い枠状の外枠1とその外枠1の前面に位置する合成樹脂製の前枠2とから概略構成される。外枠1と前枠2にはそれぞれの一側上下にヒンジ部材3,3が設けられており、外枠1のヒンジ部材3と前枠2のヒンジ部材3を嵌め合わせることにより外枠1の前面に前枠2が開閉動自在に軸着される。

【0004】

前枠2は左右の縦フレーム2A,2Bと上フレーム2Cと下フレーム2Dで窓孔4を囲ういわゆる額縁形態であり、縦フレーム2A,2Bと上フレーム2Cの裏側に一体に突設した棧枠部材5と、下フレーム2Dの裏側に一体に突設した下部遊技板6で遊技板7を保持する。

10

【0005】

遊技板7の正面にはガイドレール8で囲まれた円形の遊技領域7Pがあり、その遊技領域7Pの中に可変表示装置9や入賞装置10などが配設されている。また、前枠2の正面には窓孔4の上半部強を塞ぐように開閉自在なガラス扉枠11が設けられ、また、窓孔4の下半部弱を塞ぐように球皿12付の前面板13が開閉自在に取り付けられている。

【0006】

一方、前枠2の裏側には球タンク14や景品球放出装置15などを設けた機構板16が取り付けられている。この機構板16と前枠2にはそれぞれ図11において右側の上下にヒンジ部材17,17が設けられており、前枠2のヒンジ部材17と機構板16のヒンジ部材17を嵌め合わせることにより前枠2の裏面に機構板16が開閉動自在に軸着される。

20

【0007】

【発明が解決しようとする課題】

前記可変表示装置9は表示内容が高度化複雑化するのに伴って大型化する傾向にあったが、遊技領域7Pの広さが限られているため現在ほぼ限界に達している。

【0008】

本発明は上記に鑑みなされたもので、その目的は板部材の限界を超えた広さに遊技板の遊技領域を拡張することにある。

30

【0009】

上記の目的を達成するため本発明は、パチンコ球を誘導するガイドレールと、入賞装置等を設けた遊技領域を前面側に形成する板部材とを有する遊技板において、前記板部材の板面周縁の一部から外側に張り出すように拡張部材を別途取着し、その拡張部材にガイドレールを取り付けて遊技領域を拡張するようにした遊技板であって、前記拡張部材は、前記板部材の前面側に重なる取付基板と、該取付基板より前記遊技板の前面側に突設され、前記遊技板の正面視左側にて前記遊技領域を二重に囲った湾曲形状に形成されて前記ガイドレールが取り付けられるレール止め部とを備え、前記取付基板は、前記二重となった部分における前記レール止め部間にて前記板部材の前面側に重なる形状に形成されている遊技板を提供する。

40

【0010】

【発明の実施の形態】

以下に本発明の実施の形態を図面を参照しつつ説明する。なお、図1は要部の分解斜視図、図2(a)は遊技板の正面図、(b)はガイドレールを取り付けた遊技板の正面図、図3は要部の横断平面図、図4(a)は遊技板の正面図、(b)はガイドレールを取り付けた遊技板の正面図、図5は要部の横断平面図、図6(a)はX-X断面を含む遊技板の分解正面図、(b)は完成状態の遊技板の正面図、図7は要部の横断平面図、図8(a)は遊技板の分解正面図、(b)は完成状態の遊技板の正面図、図9は要部の斜視図である。

【0011】

50

パチンコ機 P の構成は概ね上記の従来技術で説明したとおりであって、図 10 ~ 図 14 と同一の符号を付した部分は同一又は同機能の部分であり説明を省略する。

【 0 0 1 2 】

しかして本発明の遊技板 70 は、板部材たるベニヤ板 18 の板面の全周又は周縁の一部から外側に張り出すように拡張部材 19 を別途取着し、その拡張部材 19 の上面を通るようにガイドレール 8 を取り付けて遊技領域 7P を拡張するようにしたことを特徴とする。
なお、ここでいうベニヤ板 18 は従来の遊技板 7 と同一である。

【 0 0 1 3 】

前記拡張部材 19 は合成樹脂の成型品であって、図 1 に示したように、釘孔 20 付きの取付基板 21 と、その取付基板 21 の前縁から直角に延設した弧状の板面拡張片 22 と、前記板面拡張片 22 の周縁に突設したガイド片 23 とからなり、図 2 (a) , 図 3 に示したように、板面拡張片 22 がベニヤ板 18 の板面と面一となるようにベニヤ板 18 の一側縁に釘 24 , 24 (又はビスや接着剤) などで別途取り付けられる。

10

【 0 0 1 4 】

そして拡張部材 19 を取り付けた遊技板 70 に、図 2 (b) に示したように拡張部材 19 のガイド片 23 に沿わせてガイドレール 8 を取り付ければ、ベニヤ板 18 のサイズを変更することなく、拡張部材 19 のみ出し分だけ遊技領域 7P を拡張することができる。

【 0 0 1 5 】

なお、遊技板 70 のパチンコ機 P への装着方式には前枠 2 の前方から装着する方法と、前枠 2 の裏側から装着する方法があるが、そのいずれの装着方式でも適用可能である。そしてもし、遊技板 70 の遊技領域 7P を拡張したことによって機構板 16 の桟枠部材 5 とガイドレール 8 や拡張部材 19 のガイド片 23 が衝合する位置関係になる場合は、桟枠部材 5 に切欠を設けてガイドレール 8 等との衝合を回避する。

20

【 0 0 1 6 】

図 4 , 図 5 は拡張部材 19 の他の形態を示したものであり、前記拡張部材 19 の取付基板 21 をベニヤ板 18 の板面に設置し、しかもその取付基板 21 を遊技用装飾部品 25 の取付基板としても兼用するようにしたものである。換言すればこの実施態様は、遊技用装飾部品 25 の取付基板を板外に延長し、その延長部分を拡張部材 19 にして遊技領域 7P を拡張するようにしたものであり、遊技用装飾部品 25 の組み付けと拡張部材 19 の取り付けが一工程で完了する、という組立工程上の優位性がある。

30

【 0 0 1 7 】

図 6 , 図 7 は拡張部材 19 の他の形態を示したものであり、前記拡張部材 19 の取付基板 21 をベニヤ板 18 の板面に設置し、しかもその取付基板 21 をベニヤ板 18 と同サイズにして遊技領域 7P を除く板面全部をカバーするようにしたものである。そして取付基板 21 に遊技領域 7P を囲うレール止め 26 (図 6 (a) X - X 断面参照。) を設けてガイドレール 8 を取り付けるようになし、もって拡張部材 19 とガイドレール 8 をユニット化して遊技板 70 に取り付けることができる。この実施形態では取付基板 21 のコーナー部分にランプなどの装飾部品を取り付けてユニット化の対象範囲を拡大してもよい。

【 0 0 1 8 】

図 8 は拡張部材 19 の他の形態を示したものである。この実施形態は、前記図 1 ~ 図 7 の拡張部材 19 の張り出し形態が必要最小限の大きさであるのに対し、遊技板 70 の一辺の全部を張り出させるようにしたものである。このような取付基板 21 の張り出し部分はベニヤ板 18 の他辺の一又は二辺にも設けたり、或いはベニヤ板 18 の全周に設けるようにしてもよい。

40

【 0 0 1 9 】

なお、図 6 ~ 図 8 に示した実施形態の遊技板 70 であって、前枠 2 の表側から着脱する形式のものにおいて、図 9 に示したように、ベニヤ板 18 を覆う取付基板 21 に受部 27 を形成し、その受部 27 に桟枠部材 5 側の弹性フック 28 を係合させるようにすれば、ガイドレール 8 と拡張部材 19 をユニット化したメリットがさらに増大する。

【 0 0 2 0 】

50

【発明の効果】

以上説明したように本発明によれば、板部材のみでは達成できない広さに遊技領域を拡張することができ、しかもそれが極めて低コストに行える優れた効果がある。

【図面の簡単な説明】

【図 1】要部の分解斜視図である。

【図 2】(a)は遊技板の正面図、(b)はガイドレールを取り付けた遊技板の正面図である。

【図 3】要部の横断平面図である。

【図 4】(a)は遊技板の正面図、(b)はガイドレールを取り付けた遊技板の正面図である。

10

【図 5】要部の横断平面図である。

【図 6】(a)はX-X断面を含む遊技板の分解正面図、(b)は完成状態の遊技板の正面図である。

【図 7】要部の横断平面図である。

【図 8】(a)は遊技板の分解正面図、(b)は完成状態の遊技板の正面図である。

【図 9】要部の斜視図である。

【図 10】従来のパチンコ機の正面図である。

【図 11】従来のパチンコ機の裏面図である。

【図 12】ガラス扉枠を開いた状態を示す従来のパチンコ機の斜視図である。

【図 13】従来のパチンコ機の要部を示す一部拡大断面図である。

20

【符号の説明】

P ... パチンコ機

8 ... ガイドレール

10 ... 入賞装置

70 ... 遊技板

7P ... 遊技領域

18 ... 板部材

19 ... 拡張部材

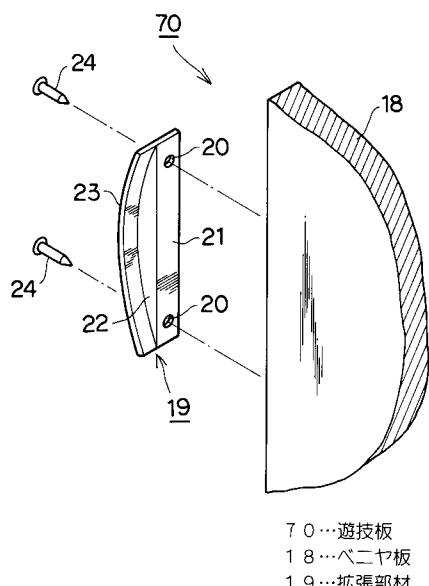
21 ... 取付基板

25 ... 遊技用装飾部品

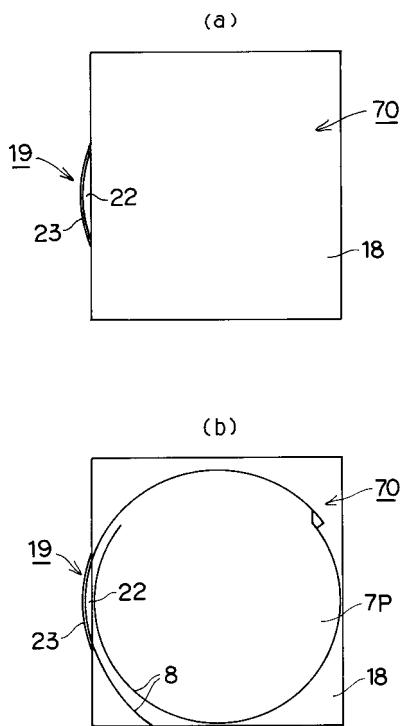
30

26 ... レール止め

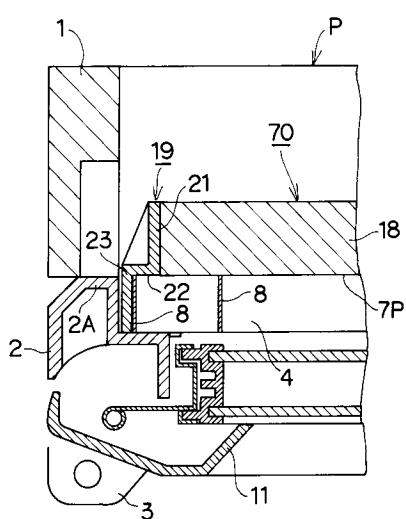
【図1】



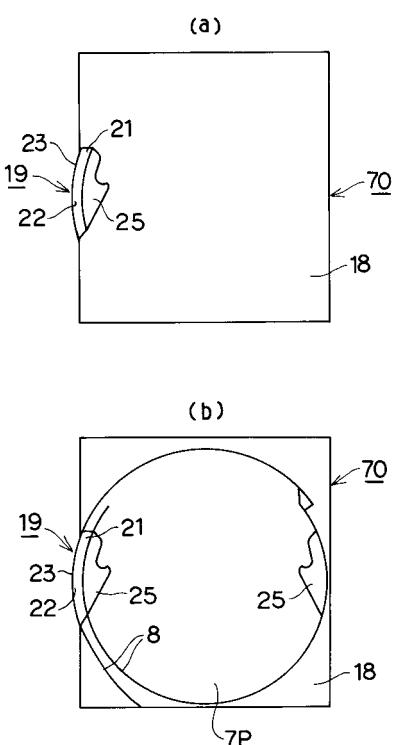
【図2】



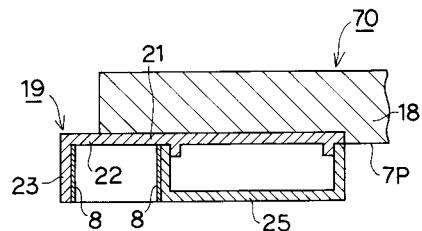
【図3】



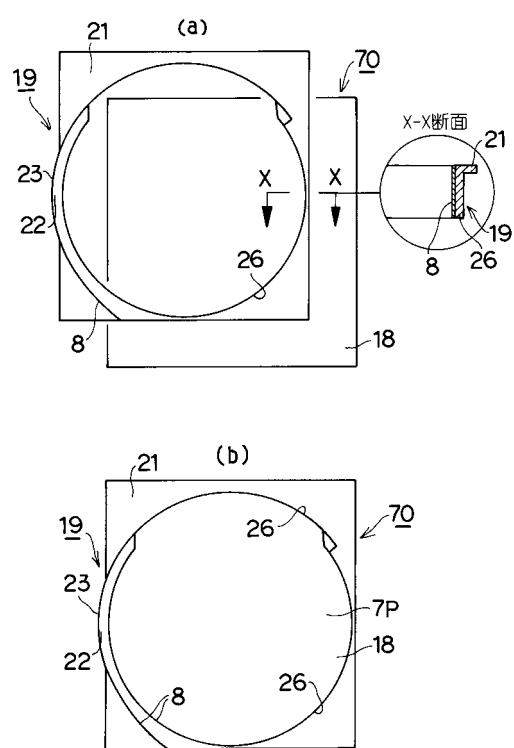
【図4】



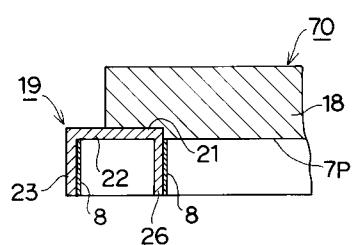
【図5】



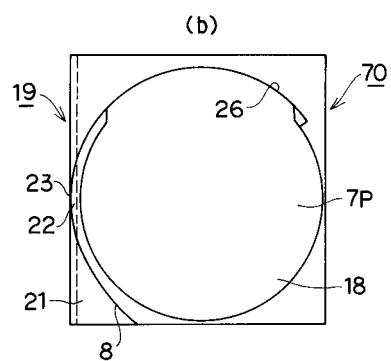
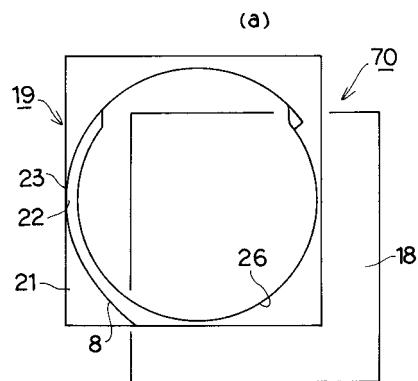
【図6】



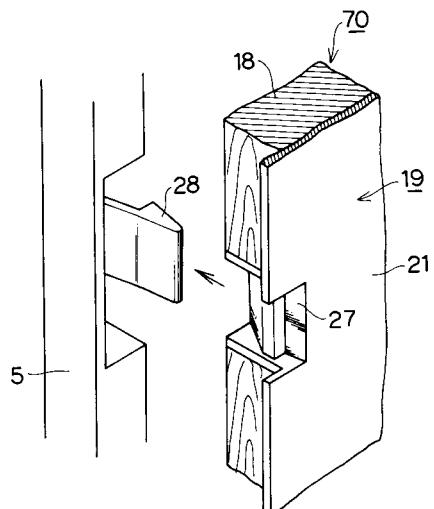
【図7】



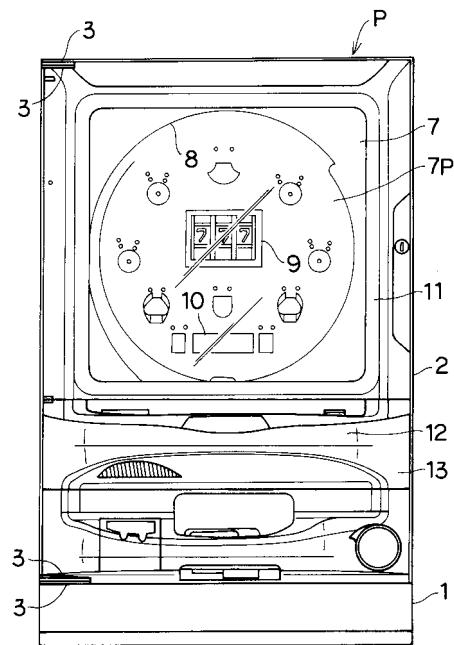
【図8】



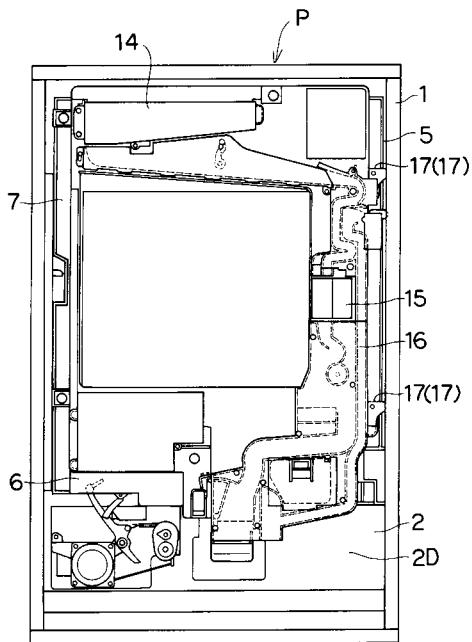
【図9】



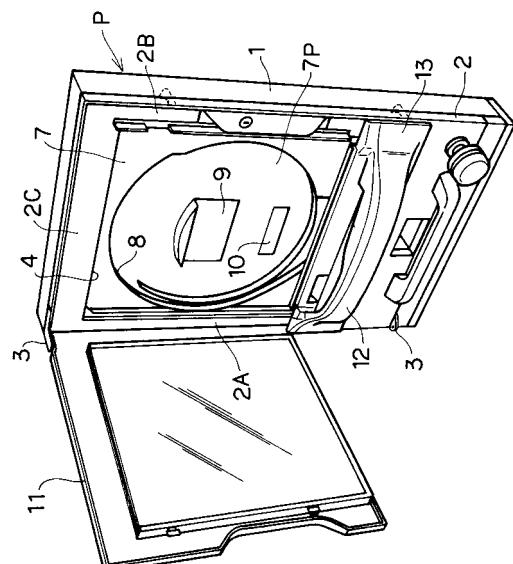
【図10】



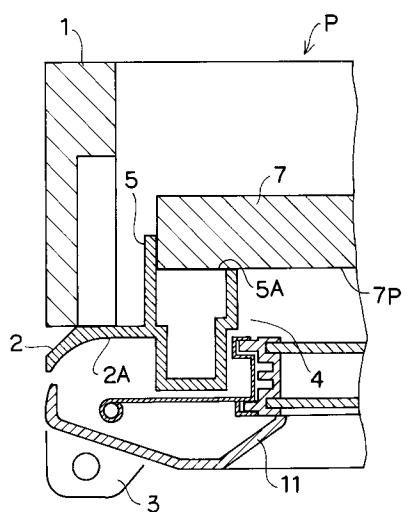
【図11】



【図12】



【図13】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平10-165574(JP,A)
特開平11-333065(JP,A)
特開平11-009347(JP,A)
実用新案登録第2587807(JP,Y2)
特開2001-070520(JP,A)
特開2000-107421(JP,A)
特開平11-128459(JP,A)
特開平11-319199(JP,A)
特開平05-161739(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63F 7/02